

兵庫県道路公社情報公開条例施行規程

(令和2年3月26日 規程第376号)

(趣旨)

第1条 この規程は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(法人文書公開請求書)

第2条 条例第16条の3において準用する条例第5条第1項に規定する請求書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(法人文書公開決定通知書等)

第3条 条例第16条の3において準用する条例第10条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式により行う。

- (1) 法人文書の全部を公開する旨の決定をした場合 法人文書公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 法人文書の一部を公開する旨の決定をした場合 法人文書部分公開決定通知書（様式第3号）

2 条例第16条の3において準用する条例第10条第2項の規定による通知は、法人文書非公開決定通知書（様式第4号）により行う。

(公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第16条の3において準用する条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行う。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第16条の3において準用する条例第12条第1項の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行う。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第6条 条例第16条の3において準用する条例第14条第1項に規定する地方独立行政法人等の規程で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公開請求に係る法人文書に記録されている第三者に関する情報の内容
- (2) 意見書の提出期限

2 条例第16条の3において準用する条例第14条第2項に規定する地方独立行政法人等の規程で定める事項は、前項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 公開決定をする旨

(2) 公開決定をする理由

- 3 条例第16条の3において準用する条例第14条第2項の規定による通知は、法人文書の公開決定に係る意見照会書（様式第7号）により行う。
- 4 条例第16条の3において準用する条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定に係る通知書（様式第8号）により行う。

(公開の実施)

第7条 条例第16条の3において準用する条例第15条第1項の規定による公開の実施は、理事長が指定する日時及び場所において行う。

- 2 理事長は、法人文書を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、当該法人文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該法人文書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
- 3 法人文書の写しを交付する場合の部数は、請求のあった法人文書1件につき1部とする。

(電磁的記録の公開の方法)

第8条 条例第16条の3において準用する条例第15条第1項本文に規定する地方独立行政法人等の規程で定める方法は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

- (1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクである場合 視聴又は複製物の交付の方法
 - (2) 当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により公開を行うことができる。
 - 3 条例第16条の3において準用する条例第15条第1項ただし書に規定する地方独立行政法人等の規程で定める方法は、第1項第1号に規定する視聴の方法又は同項第2号に規定する閲覧の方法とする。

(公開方法等の申出)

第9条 条例第16条の3において準用する条例第15条第2項の規定による申出は、公開方法等申出書（様式第9号）により行わなければならない。

- 2 条例第16条の3において準用する条例第15条第2項に規定する地方独立行政法人等の規程で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 申出に係る公開決定

(3) 求める公開の実施の方法

(審議会諮問通知書)

第10条 条例第19条の3において準用する条例第18条の規定による通知は、審議会諮問通知書（様式第10号）により行う。

(電磁的記録である意見書等の閲覧等)

第11条 条例第24条第1項に規定する地方独立行政法人等の規程で定める行為は、視聴若しくは複製物の交付又は印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付とする。

(写しの作成等に要する費用)

第12条 条例第33条に規定する地方独立行政法人等の規程で定めるものは、複製物の作成及び送付とする。

2 条例第33条に規定する写し及び前項に規定する複製物の作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

3 条例第33条に規定する費用は、あらかじめ納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(兵庫県道路公社情報公開規程の廃止)

2 兵庫県道路公社情報公開規程（平成13年3月28日規程第254号）は廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の日前に、文書等の公開の申出があつたものについては、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

法人文書の種別		交付する写し又は複製物	金額	
1	文書	複写機により複写したもの (日本産業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)	1枚につき10円(多色刷り にあつては、40円)	
2	電磁的記録	(1) ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複製したもの	1巻につき200円
		(2) 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複製したもの	1巻につき120円
		(3) (1)及び(2)以外の電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの	1枚につき10円
			イ フロッピーディスクに複製したもの	1枚につき30円
			ウ 光ディスクに複製したもの	1枚につき60円
			エ 光磁気ディスクに複製したもの	1枚につき290円
3	1及び2以外の法人文書	法人文書の性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額	

法 人 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

兵庫県道路公社理事長 様

請求者 住所又は居所

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）

.....
電話（ ） — 番

情報公開条例第16条の2の規定により、次のとおり法人文書の公開を請求します。

請求する法人文書の 件名又は内容	
※ 受 領 年 月 日 等	受領した日 年 月 日 受領した課等 電話（ ） — 番 内線

注1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。

2 ※の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

法 人 文 書 公 開 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

兵庫県道路公社理事長

印

年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第16条の3において準用する同条例第10条第1項の規定により、次のとおり法人文書の全部を公開することを決定したので通知します。

法 人 文 書 の 件 名	
法人文書を公開する日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
法人文書を公開する場所	
事 務 担 当 課 等	電話 () 一 番 内 線
備 考	

注1 「法人文書を公開する日時」の欄に記載した日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課等へ御連絡ください。

2 法人文書の公開を受ける際には、この通知書を御提示ください。

3 公開の実施に当たっては、事前に、別紙公開方法等申出書（様式第9号）を提出してください。

法 人 文 書 部 分 公 開 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

兵庫県道路公社理事長

印

年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第16条の3において準用する同条例第10条第1項の規定により、次のとおり法人文書の一部を公開することを決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に兵庫県道路公社理事長に対して審査請求をすること、及び6月以内に裁判所に対して兵庫県道路公社を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

法 人 文 書 の 件 名	
法人文書を公開する日時	年 月 日 () 午前 午後 時 分
法人文書を公開する場所	
公開しない部分及び公開しないこととする理由	(公開しない部分) (公開しないこととする理由) 情報公開条例第6条第 号該当
公開しない部分について、その理由が消滅する期日等	
事 務 担 当 課 等	電話 () 一 番 内 線
備 考	

注1 「法人文書を公開する日時」の欄に記載した日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課等へ御連絡ください。

2 「公開しない部分について、その理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった法人文書の公開しない部分について、その理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記載しています。

3 公開の実施に当たっては、事前に、別紙公開方法等申出書（様式第9号）を提出してください。

様式第4号（第3条関係）

法 人 文 書 非 公 開 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

兵庫県道路公社理事長

印

年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第16条の3において準用する同条例第10条第2項の規定により、次のとおり法人文書の全部を公開しないことを決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に兵庫県道路公社理事長に対して審査請求をすること、及び6月以内に裁判所に対して兵庫県道路公社を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

法 人 文 書 の 件 名	
公開しないこととする理由	(情報公開条例 第6条第 号該当・第9条該当・法人文書の不存在)
公開しない理由が消滅する期日等	
事 務 担 当 課 等	電話 () ー 番 内 線
備 考	

注 「公開しない理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった法人文書の公開しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記載しています。

公開決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

兵庫県道路公社理事長

印

年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第16条の3において準用する同条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定又は非公開決定の期間を延長したので通知します。

法人文書の件名又は内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	電話（ ） 一 番 内線

公開決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県道路公社理事長

印

年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第16条の3において準用する同条例第12条第1項の規定により、次のとおり公開決定又は非公開決定の期間を延長したので通知します。

法人文書の件名又は内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
法人文書のうち、相当の部分について公開決定又は非公開決定をする期間の満了日	年 月 日
年 月 日までに公開決定又は非公開決定をする法人文書の件名又は内容	
残りの法人文書について公開決定又は非公開決定をする期限	年 月 日
情報公開条例第12条第1項を適用する理由	
事務担当課等	電話（ ） ー 番 内線

法人文書の公開決定に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

兵庫県道路公社理事長 印

情報公開条例第16条の2の規定により、兵庫県道路公社理事長に対して公開請求のあった法人文書には、あなたの_____に関する情報が記録されています。

つきましては、公開請求に係る法人文書について、兵庫県道路公社理事長が次の理由により公開決定をすることに対して、あなたは、情報公開条例第16条の3において準用する同条例第14条第2項の規定により、意見書を提出することができます。

意見書を提出される場合は、公開決定をすることに対する意見を具体的に記入の上、
年 月 日までに提出してください。

公開請求に係る法人文書	件名又は内容及び作成又は取得の時期	
	記録されているあなたの_____に関する情報の内容	
	公開決定をする理由	(情報公開条例 第6条第2号ただし書該当・第8条該当)
意見書の提出先		電話 () ー 番 内線
備考		

公開決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

兵庫県道路公社理事長

印

年 月 日付けで、あなたから、法人文書を公開することについて反対意見書の提出があった法人文書の公開請求については、情報公開条例第16条の3において準用する同条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開決定をしたので通知します。

なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に兵庫県道路公社理事長に対して審査請求をすることができます。

法人文書の件名	
公開決定の日	年 月 日
公開決定をした理由	
法人文書を公開する日	年 月 日
事務担当課等	電話（ ） ー 番 内線
備考	

公開方法等申出書

年 月 日

兵庫県道路公社理事長 様

請求者 住所又は居所

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）

.....
電話（ ） — 番

情報公開条例第16条の3において準用する同条例第15条第2項の規定により、次のとおり公開の実施の方法等について申し出ます。

申出に係る公開決定	(決定通知書の文書番号) 第 号
	(法人文書の件名)
公開の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 (1) 閲覧 (2) 写しの手交 (3) 写しの送付 2 電磁的記録の場合 (1) 印刷物として出力したもの ア 閲覧 イ 手交 ウ 送付 (2) その他のもの ア 視聴 イ 複製物の手交 ウ 複製物の送付
備考	

注1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。

2 「公開の実施の方法」の欄は、希望する公開の実施の方法の区分を○で囲んでください。

審 議 会 諮 問 通 知 書

第 年 月 日
号 日

様

兵庫県道路公社理事長

印

年 月 日 付けの審査請求について、情報公開条例第19条の3において準用する同条例第17条第1項の規定により、次のとおり情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので通知します。

法 人 文 書 の 件 名	
審 査 請 求 の 内 容	
諮 問 を し た 日	年 月 日
事 務 担 当 課 等	電話（ ） 一 番 内線